

中労委、昭 50 不再 63、昭 51. 2. 4

命 令 書

再審査申立人 医療法人社団回心会ロイヤル病院

再審査被申立人 東京地方医療労働組合連合会

再審査被申立人 ロイヤル病院労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

当委員会の認定した事実及び判断は、本件初審命令理由第 1 認定した事実及び第 2 判断と同一であるので、これをここに引用する。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第 25 条、同第 27 条、及び労働委員会規則第 55 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 51 年 2 月 4 日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎